

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 31 号

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関  
する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する  
条例施行規則（平成 14 年瀬戸市規則第 20 号）の一部を次のように改正  
する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（産業廃棄物等関連施設）</p> <p>第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める産業廃棄物等関連施設は、次のとおりとする。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p><u>汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 1 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に定める汚染土壌処理施設であって、汚染土壌の処理を業として行う者（土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 22 条第 1 項の許可を要するものに限る。）が設置するもの</u></p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>汚染土壌処理業に関する省令第 1 条第 3 号に定める汚染土壌の埋立処理施設</u></p> | <p>（産業廃棄物等関連施設）</p> <p>第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める産業廃棄物等関連施設は、次のとおりとする。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p><u>汚染土壌処理業の許可の申請の申請の手続等に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「汚染土壌手続省令」という。）第 1 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に定める汚染土壌処理施設であって、汚染土壌の処理を業として行う者（土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 22 条第 1 項の許可を要するものに限る。）が設置するもの</u></p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>汚染土壌手続省令第 1 条第 3 号に定める汚染土壌の埋立処理施設</u></p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。